

「市民憲章の見直し」事業 実施報告書

平成31年度

狛江市民憲章見直し検討委員会 / 狛江市

令和2年3月

■ 事業実施目的

市民憲章を制定してから40年が経過し、市民憲章を知らない市民も多い。市民憲章は本来、狛江の市民のためのものであり、市民が狛江に誇りと親しみを持てるように見直しを検討する。

■ 主催

狛江市民憲章見直し検討委員会／狛江市

■ 事業形態

狛江市民憲章見直し検討委員会と狛江市との市民協働事業
(平成28年度行政提案型市民協働事業)

狛江市民としての連帯感や誇りを持ち、地域の課題を共有するためには、市民憲章のような理念を市民が認識することが必要である。そのためにはもっと分かりやすく、市民が覚えやすい市民憲章であることが求められる。

市民の思いを盛り込んだ市民憲章となるよう、平成28年度より市民で構成する検討委員会が主体となり市と協働して取り組んでいる。

■ 検討委員会メンバー

役職	氏名
委員長	石黒 健司
副委員長	愛甲 悦子
委員	雨宮 法男
	新井 久代
	和泉 望
	児崎 豊満
	細谷 明美
	前川 省子

■ 委員会開催概要

	日時・場所	内容
第 15 回 (平成 30 年度 より続き)	令和元年 5 月 8 日 (水) 午後 7 時 市役所 503 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 年度実施報告書について ・ パブリックコメントの結果について ・ アンケートの結果について ・ 素案の修正について
第 16 回	令和元年 8 月 28 日 (水) 午後 7 時 市役所 503 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民憲章の看板について ・ 市民憲章の記念品について ・ 市制施行 50 周年式典について

■ 市民憲章制定スケジュール

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 委員会での意見抽出 ◇ 策定方法の検討
平成 29 年度	◇ 市民意見の収集
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民憲章文案の募集 ◇ アドバイザーによる校正 ◇ 市への答申
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇ パブリックコメント ◇ 新しい市民憲章文決定
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇ パブリックコメント ◇ 周知・広報



2020 年 10 月 1 日

狛江市民憲章 発表

■新しい市民憲章の素案に対するパブリックコメント及び市民説明会等

平成31年3月15日～平成31年4月15日にかけて、新しい市民憲章の素案に対するパブリックコメント及び市民説明会を実施した。素案及び実施結果については、以下の通り。

また、庁議にてパブリックコメント等の結果を報告・審議し、新しい市民憲章は素案の通り決定した。

◇新しい市民憲章素案案文および解説

昭和50年10月1日に制定された市民憲章は、その後40年以上経過し、新しい転入者も増えていることなどから、市民憲章になじみのない市民も増えてきました。市民のためのものである市民憲章が、より粕江に誇りと親しみを持てるものとなるよう、平成27年度より市民によって構成された粕江市民憲章見直し検討委員会と市が協働で検討を始めました。

新しい市民憲章の検討にあたり、市民憲章の認知度や粕江市の将来像等についてのアンケートの実施、また、文案の公募を行い、新しい市民憲章文を考える材料としました。

この市民憲章は、粕江市民の心のよりどころであり、粕江市の目指す姿を対外的に示すものでもあります。粕江が皆のふるさととして愛され続けるまちになるよう、今後永く市民憲章を唱和し、「粕江に住んでよかった」と思えるまちをつくっていきましょう。

いつまでも、このまちで暮らしたい。

ふるさととしてみんなに愛されるまちを目指します。

- 一 みんながふれ合い支え合うやさしいまち
- 一 多摩川と野川に囲まれた豊かな自然があふれるまち
- 一 明るい歌声が響き文化を大切にすまち
- 一 健やかな心とからだが育つまち
- 一 万葉の歴史を未来の夢へつなぐまち

いつまでも、このまちで暮らしたい。

ふるさととしてみんなに愛されるまちを目指します。

(解説)「いつまでも、このまちで暮らしたい。」という文には、粕江で育った子どもたちが、大人になっても粕江で暮らしたいと思えるようなまちにしていきたいという思いが込められています。また、市民憲章の出だしの文として印象的な表現を使っています。

「ふるさととしてみんなに愛されるまち」には、新しく粕江に来る人や、粕江を離れた人にとっても懐かしく、愛すべきふるさととして心に残るようなまちをつくってきたいという思いが込められています。

以下に続く5つのようなまちを、みんな目指していきます。

一 みんながふれ合い支え合うやさしいまち (絆)

(解説)「みんな」は、狛江に縁のあるすべての人を指します。「ふれ合い支え合うやさしいまち」は、小さなまちならではの特徴を活かし、人とのふれあいを大切にしたい、人と人との絆が感じられるまち。そして、お互いが思いやりを持って気持ちよく暮らすことができるやさしいまちにしたいという思いが込められています。

一 多摩川と野川に囲まれた豊かな自然があふれるまち (自然)

(解説) 狛江市は多摩川と野川に囲まれており、市内には泉龍寺や弁財天池特別緑地保全地区、伊豆美神社など自然豊かな環境が残っています。これからも豊かな自然を守っていくとともに、自然に親しみ、人と自然が共存するまちにしたいという意味が込められています。

一 明るい歌声が響き文化を大切にするまち (平和・文化)

(解説)「明るい歌声が響く」まちは、平和なまち、安全なまちを表しています。また、音楽や歌声が聴こえる文化的なまちという意味もあり、多様な文化が生まれ、大切にするまちを目指したいという思いが込められています。

一 健やかな心とからだが育つまち (健康)

(解説) みんながいつまでも健康な心とからだを持ち続け、充実した生活を送ることができるまちにしていきたいという思いが込められています。

一 万葉の歴史を未来の夢へつなぐまち (歴史・未来)

(解説)「万葉」には、たくさんの木の葉、多くの時代といった意味があり、「万葉の歴史」という表現は、これまで続いてきた歴史を表しています。狛江には、狛江百塚と呼ばれる古墳群や万葉歌碑といった古くからの歴史が残っており、これらの歴史を学び、守り、夢のある未来へとつないでいきたいという思いが込められています。

◇新しい市民憲章の素案に対するパブリックコメント及び市民説明会等の実施結果

1. 実施期間 平成31年3月15日～平成31年4月15日

2. 意見提出者数 2人

3. 提出意見数 2件

4. 市民説明会

第1回 平成31年3月23日（土）午前10時～ 防災センターにて
参加者なし

第2回 平成31年3月27日（水）午後7時～ 特別会議室にて
参加者1人、提出意見なし

5. アンケート

1回目 日時 平成31年3月10日
場所 エコルマホール（平和祈念事業講演会）
回答数 32

2回目 日時 平成31年4月7日
場所 桜まつり本部
回答数 125

6. パブリックコメントにおける意見

意見（概要）	回答
「みんながふれ合い支え合うやさしいまち」より「～ほほえみのまち」の方がより具体的で、「表情」で周囲が明るい雰囲気を示すことができる。	表情だけでなく心や行動についても、皆が思いやりをもって暮らすことのできるまちにしたいとの思い、さらにはそうした思いやりから施設や設備、物などハード面におけるやさしさも含めて捉え、「やさしいまち」としました。
「明るい歌声が響き」という表現に違和感がある。「明るい歌声が響き」からは実際に歌声が響いているまちと理解され、平和なまち、文化的なまちを連想出来ないと思う。	明るい歌声が平和、安全、文化の象徴であり、その歌声が響くことによりまち全体に広がっていくことへの願いを込めました。また、歌や音楽の他、学びや歴史といった多様な文化を大切にしていきたいという思いも込

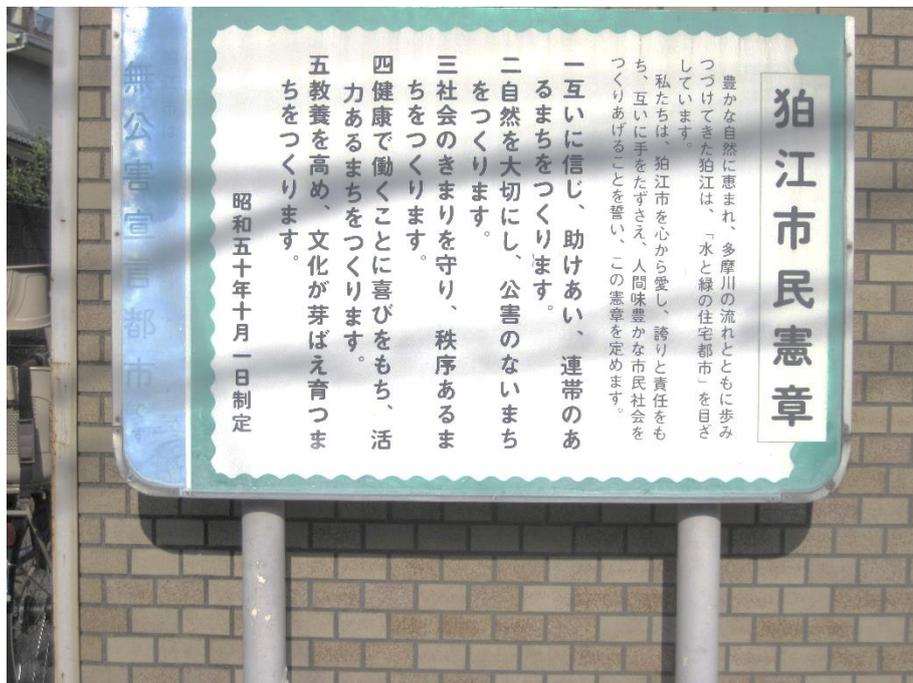
	められています。文章の意味も含めて、今後しっかりと周知していきます。
--	------------------------------------

7. アンケートにおける意見

意見（概要）	回答
「このまちで暮らしたい」の「このまち」は、「この地域」という表現の方がいい。	地域という表現は限定的であると捉えられるため、「このまちで」という表現にしました。
川以外に何かあれば入れてはどうか。	多摩川と野川に囲まれている地形が狛江市の大きな特徴であり、その象徴として表現しました。
「万葉の歴史」がどういうものかよくわからない。それを未来へつなぐということが想像できない。	「万葉」には、たくさんの木の葉、多くの時代といった意味があり、狛江には狛江百塚と呼ばれる古墳群や万葉歌碑といった歴史が残っています。これらの歴史を学び、守りつつ、多様な木の葉が木に生い茂るように、夢のある未来へつなぎ、成長させていきたいという思いが込められています。文章の意味も含めて、今後しっかりと周知していきます。

■ 新しい市民憲章公表までの流れ

市制施行 50 周年である令和 2 年 10 月 1 日に向けて、既存の市民憲章板の塗替え等を実施する。また、10 月 1 日には市民憲章板の除幕式を予定しており、10 月 25 日の市制施行 50 周年式典においても新しい市民憲章の発表を予定している。その後は、啓発品の配布等を通じて、広く市民に周知していく。



<既存の市民憲章板>

「市民憲章の見直し」事業実施報告書（平成 31 年度）
令和 2 年 3 月

狛江市民憲章見直し検討委員会／狛江市

狛江市企画財政部政策室市民協働推進担当

TEL 03-3430-1164

FAX 03-3430-6870

E-mail kyodot@city.komae.lg.jp